

令和 8 年度 尾張旭市社会福祉協議会非常勤職員（事務職）募集要領

令和 8 年 1 月 2 0 日

次のとおり、社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会非常勤職員を募集します。

1 試験職種及び採用予定人数等

- (1) 職 種 事務職
- (2) 採用予定人数 1 人
- (3) 採用年月日 令和 8 年 4 月 1 日
- (4) 勤務場所 尾張旭市保健福祉センター内 尾張旭市社会福祉協議会事務所
- (5) 業務内容 生活支援コーディネーター事業等に関する事務

2 受験資格

普通運転免許（A T 限定可）を有する者

※ 経験や資格は不問です。

※ 履歴書の〔免許・資格欄〕に記載した場合は、当該資格等の写しを添付してください。

3 試験の方法

書類審査及び口述試験を行います。口述試験の内容は、主として人物についての個別面接です。口述試験の所要時間は、20 分程度です。

4 試験の日時及び場所等

- (1) 日 時 書類審査後、改めて申込者に通知します。
- (2) 試験場所 尾張旭市保健福祉センター（新居町明才切 57 番地）
- (3) 合格発表 口述試験実施後、1 週間程度で可否を通知します。

5 申込方法及び受付期間

- (1) 本会所定の受験申込書及び履歴書に必要事項を記入し、社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会に直接、又は郵送でお申し込みください。
なお、履歴書には申込前 3 か月以内に撮影した顔写真を貼り付けてください。
- (2) 受付期間は、令和 8 年 2 月 20 日（金）午後 5 時まで（郵送の場合も必着）です。

6 勤務条件等

裏面をご覧ください。

7 問い合わせ先

社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会 事務局

〒488-0074 尾張旭市新居町明才切 57 TEL0561-54-4540（担当 星原・安井）

【裏面あり】

勤務条件等

1 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 更新制度あり

2 就業場所

尾張旭市新居町明才切57番地（尾張旭市保健福祉センター内）

社会福祉法人 尾張旭市社会福祉協議会

3 労働時間等

月曜日から金曜日の、午前9時から午後4時まで（ただし、60分間の休憩時間を除く。）の間に、週3日（1日あたり概ね6時間）程度

※ 具体的な勤務日及び時間は、相談に応じます。

4 休憩時間

正午から60分間

5 休日

土曜日、日曜日、祝休日及び12月29日から1月3日まで

6 休暇

年次有給休暇を付与（規則第21条第2項に規定の日数）

7 賃金等

(1) 単価

1時間あたり1,371円

(2) 割増率等

ア 1日つき、7時間45分を超えたときの超過勤務時間は、25%増の単価

イ 休日勤務時間は、35%増の単価

(3) 通勤手当

通勤手段及び距離に応じて支給

(4) 賞与

原則として、年2回（6月、12月）支給

※ 基準日前6か月勤務した場合、1回あたり約2.325月相当額を支給

(5) 支払方法

原則として、当月末締め翌月16日払い

8 退職に関する事項

(1) 65歳定年制

(2) 自己都合退職手続き（退職する日の30日前に届け出ること。）

(3) 解雇の事由及び手続き（規則第8条、第9条）

(4) 退職金は不支給

9 その他

労災保険加入

尾張旭市生活支援コーディネーター設置業務の概要等

尾張旭市生活支援コーディネーター設置業務は、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続できるよう、日常生活上のさまざまな困りごとを把握し、その解消のためのサービスを結び付ける（コーディネートすることにより、地域の多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築することを主な目的とし、尾張旭市から受託して実施しています。

現在、この業務の従事者は、常勤職員、嘱託職員及び非常勤職員が各 1 人です。

この度、令和 8 年 4 月 1 日以降の業務運営に必要な人員を確保するため、新たに非常勤職員（概ね週 3 日・1 日あたり 6 時間程度）を募集します。

1 事務補助の主な内容

尾張旭市生活支援コーディネーター設置業務の事務補助として、次の業務を行います。

- (1) マイクロソフト社製ワード、エクセルを使用した資料等の作成やデータ入力
- (2) 電話や事務所窓口での相談受付、来客対応
- (3) 公用車の運転など

2 生活支援コーディネーターの役割

※ 業務の対象は、原則、いずれも概ね 65 歳以上の高齢者とその家族です。

- (1) 生活支援・介護予防サービスの提供状態及び課題の把握
- (2) 地域における支援ニーズの把握
- (3) 地域において必要な生活支援・介護予防サービスの開発、提案
- (4) 関係者間のネットワークの構築
- (5) ボランティア組織など多様な主体との情報共有及び協力依頼などの働きかけ
- (6) 生活支援・介護予防サービスの担い手の養成
- (7) 生活支援の充実に関する協議体への参加
- (8) 生活支援・介護予防サービス等の体制整備に関する提案等
- (9) その他、生活支援コーディネーター業務を遂行するために必要な業務

3 尾張旭市生活支援コーディネーター設置業務の主な事業

- (1) 生活応援よろず相談事業
専用ダイヤル（55－7071）を設けて、高齢者の日常生活上の困りごとなどを受け付けます。
- (2) あさひ生活応援サービス事業
高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、軽微な家事支援や見守りなど、生活応援サポーターの「ちょっとした手助け」により、日常生活上の困りごとを解消する「生活応援サービス」を提供します。
- (3) あさひ支えあいサロン開設助成事業
主に高齢者を対象とするサロン（つどいの場）の新規開設に必要な初期費用について、5 万円を上限に助成金を交付します。